

## 《卒業研究報告》

## 障害の社会的障壁についての一考察

下田 江倅 (鵜沢ゼミ)

## 序章 本論文の問題意識と目的

障害は障害と思われることで障害になることを示すために、聴覚障害に注目し、聴覚障害において社会的障壁となる事柄を明らかにする。さらに、マジョリティかマイノリティどちらかではなく、どちらの状態も論じることで障害の社会的障壁を多面的に理解できるのではないかと考えた。そのため、特権を持つとはどういうことであるかを明らかにする。

## 本論文における重要な概念と用い方

本論文ではいくつかキーワードとなる重要な概念がある。それは、障害、特権、アライである。必要に応じて順に、概念や本論における用い方を述べるが特に重要な部分のみ記すこととする。

出口によると特権 (privilege) とは、「ある社会集団に属していることで労なくして得る優位性」(出口「マジョリティの特権を可視化する～差別を自分ごととしてとらえるために～」2022年8月24日アクセス) である。

ここで、本論文における「障害」の表記の仕方について述べておきたい。障害には、代表的に障害と障がいの表記がある。本論文では、「障がい」の表記は適切でないと捉える。障がい表記では、彼らを妨げる社会の側の障害という側面をうやむやにすると考える。なぜなら、後藤によると障害者が障害者である理由は、社会環境や政策的不備で起きている不自由さであり、それこそが『障害』なのである(『朝日新聞』2009年1月23日朝刊)。彼らの生活を妨げている社会の側の障害という視

点に立つことで、社会構造への批判を可能にするためである。

## 1章 障害の社会モデル

## 1節 障害の社会モデルとは

障害の捉え方には、代表的には、障害の個人・医学モデルと障害の社会モデルがある。本論文では障害の社会モデルを使用する。まず、個人・医学モデルとは、「障害や不利益・困難の原因は目が見えない、足が動かせないなどの個人の心身機能が原因であるという考え方」である。そのため、個人・医学モデルは、障害を治療すべきものとして捉える。そして、障害の社会モデルとは、「障害や不利益・困難の原因は障害のない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるという考え方」である(『障害の社会モデル『共生社会と心のバリアフリー』』2022年9月26日アクセス)。

障害の社会モデルにそった社会にするには、社会的障壁をなくしていくことが必要になってくる。

## 2節 PAと合理的配慮の比較

1節で述べた社会的障壁をなくすアプローチには、構造へ働きかけるものとしてポジティブ・アクション(以下、PAと表記する)と、個別に対応するものとして合理的配慮がある。

飯野によるとPAのねらいは、「障害者を非障害者よりも圧倒的に不利な状態に置き続けてきた社会的文脈を変化させていくこと」にある(飯野

2016:82)。そのことから、PAは、不利な状態に置き続けた社会的障壁への包括の方法であり、システムが行う社会構造への働きかけであると考えられる。

次に、飯野によると合理的配慮のねらいは、「個々の障害者が個別の場面において様々な形で直面している社会的障壁を除去していくこと」にある(飯野 2016:82)。このことから、個人個人の社会的障壁である障害の程度や種類に対応できるものが合理的配慮であると考えられる。

### 3節 障害の開示における問題点

本論文では、障害の中でも聴覚障害に着目する。聴覚障害は見てわかる障害ではないことに伴って、見えない障害について触れる必要がある。しかし、障害の有無やどの程度知らせるかなどは、個人の選択である。そのため、障害の開示においてプライバシーの確保は重要な問題の一つだと考える。障害の開示における問題点は、2点ある。障害を開示した際に、その障害を本当に持っているのだろうかかと疑われることとプライバシーの侵害である。

まず、障害を開示した際に、その障害を本当に持っているのだろうかかと疑われることについて見ていく。「見た目ではあまり分からない障害や症状を持つ人の71%が、過去1年間に自身の障害について疑われた経験があるという(Natasha Hinde「見た目では分からない障害や症状を抱える人々の苦悩 71%が疑いの目で見られた経験あり」(2022年11月8日アクセス)。つまり、「聴覚障害があるようには見えない」というこの言葉は、障害者側の視点に立つと、「自分が直面している困難やそれによって生じているニーズを過小評価したり否定したりする機能を持つことがある」(飯野 2021:21)。

次に、プライバシーの侵害について見ていく。障害を開示したときに起こることとして、障害の

顕在化、スポットライト化がある。障害の顕在化とは、「これまで潜在していた障害が露呈して他者に知られること」である(西倉 2016:170)。また、スポットライト化とは、「障害が社会的相互作用の焦点になること」である(西倉 2016:170)。例えば、ヘルプマークをつけることは、障害の顕在化でありスポットライト化にあたる。ヘルプマークは、「内部障害や難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」である(東京都福祉保健局「ヘルプマーク」2022年11月8日アクセス)。つまり、ヘルプマークの使用は、障害者と限定しないが外見で障害者かどうかを判断できない障害者をこの人は障害者であると認識可能にすることになる。

## 2章 インクルーシブと特権

### 1節 特権とは

まず、特権とはどのような状態なのか見ていく。ダイアンは、特権を正常性、優位性で説明している。はじめに、正常性から見ていく。「特権集団が基準となって他の集団が判断される。つまり、特権集団が『正常』と見なされるのである。こうした正常性の基準は、何が良く、何が正しいかを規定する際にも使われる」(ダイアン 2017:17)。例えば、日本では外国人または外国人に見える人は職務質問をされやすい。日本において、日本人はマジョリティであることから犯罪をしていると疑われず、正常であると見られるため、不当に警察に職務質問をされることはない。

また、「正常性の感覚は、優位性の感覚にもつながっている。正常であるということは、より良いということでもあるのだ。つまり、差異が『優れている・劣っている』に転換され、特権集団の属性が勝ち組とされる」(ダイアン 2017:21)。NHKの番組のシリーズ「ろうを生きる・難聴を

生きる」から説明しよう。聞こえないことにより発話での会話ができないことで、蔑ろにされるのではないかと心配した父がろう者である娘に口話を練習させ、発話ができるようになる。その後、政府は聴覚障害者の子どもを持つ親に口話を勧め、口話が重視されることとなる。ろう学校では、口話教育の教本に手話は口話取得の妨げになるからと、手話で話すことを禁じられるようになる(NHK「手話と口話－ろう教育130年の模索－」2022年11月30日アクセス)。この様に、聞こえず話せないことは劣っていることを意味し、それらのことを悪いことかのように捉えられている。

YWCAによるとアライとは、「周縁化されたコミュニティの人々と共に戦うことを選ぶ特権を持った人である。そして、アライは彼らを抑圧するシステムを実際に継続して解体しようと行動する。周縁化されたコミュニティとは、抑圧の対象となる人々である。このコミュニティには、制限はないが以下のような人々を含む。具体的には、有色人種、ムスリム、移民、難民、LGBTQの人々、女性、障害を持つ人々である。(筆者訳)」となる(YWCA “10 things you can do to be an ally” 2022年8月24日アクセス)。

## 2節 情報アクセシビリティに関する特権

情報アクセシビリティとは、電子機器などの「情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること」である(デジタル大辞泉「情報アクセシビリティ」2022年10月21日アクセス)。また、情報保障という言葉も用いる。日本学生支援機構によると情報保障とは、「その場にいるすべての人の『場』への対等な参加を保障する取り組みのこと」である(日本学生支援機構、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」2022年11月15日アクセス)。情報ア

クセシビリティと情報保障とは、前者を情報の受け取りやすさについて言及する際に用い、後者は情報が取れるようにすることについて言及する際に用いることとする。

2022年5月25日に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(以下アクセシビリティ推進法とする))」が施行された。この法律は、障害者と健常者の情報格差を埋める目的で公布・施行された。アクセシビリティ推進法では、第1章第3条の基本理念3において、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でないものが取得する情報と同一の内容を障害者でない者と同一の時点において取得できるようにすること。」という一文がある。

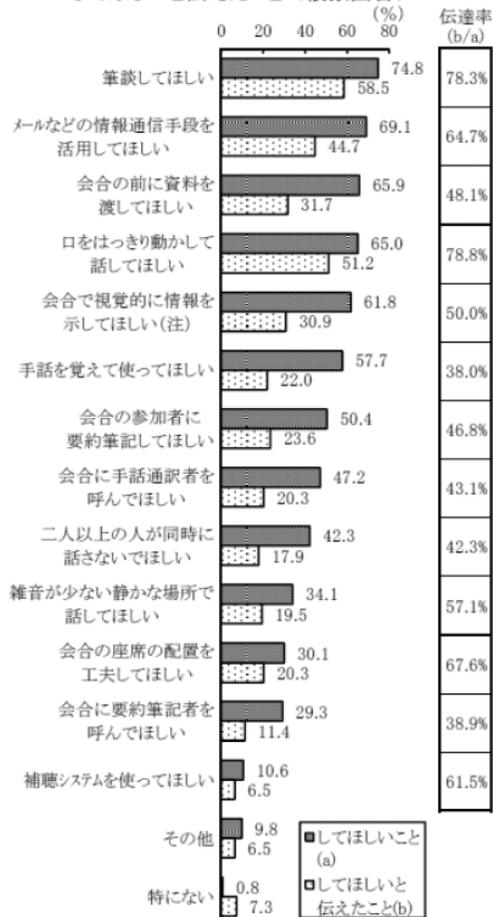
この様に、障害者でない人は、障害者よりも情報アクセシビリティの面で配慮されていることが窺える。例えば、参加したいイベントがあったとする。聴覚障害者の場合、そのイベントの運営形態の情報保障の有無によっては、話の中身がわからず楽しめない可能性がある。そのため、どのような情報保障が行われるか、行われないかを知る必要がある。そして、参加するためには情報保障がないまたは十分でない場合は情報保障をするように要求するといった働きかけが必要となる。一方で、聴者は音声言語が前提なため、話の中身をわかることは当たり前であり、事前に確認しないと楽しめないということはない。

## 3節 コミュニケーションの困難さ

### 1項 聴覚障害者のコミュニケーションに関する調査

図表1では、聴者にしてほしいと伝えたことの中で、半数を超えた項目は、「筆談して欲しい」が58.5%と「口をはっきり動かして欲しい」が51.2%の2項目であった。これにより、聴覚障害

コミュニケーション時にしてほしいこと、および  
してほしいと伝えたこと<複数回答>



注：「会合でプロジェクトやホワイトボードなどを使って視覚的に情報を示してほしい」の略

図表1：コミュニケーション時にしてほしいこと、およびしてほしいと伝えたこと<複数回答>水野映子「聴覚障害者の希望を職場で伝えることの重要性」より転載

者は聴者にとって負担にならない範囲での要求に留まる形で、最低限必要なこととして、この項目を伝えていることが窺える。

また、要約筆記者の中途失聴・難聴者に対する認知と援助行動を捉えるための質問紙調査における回答では、彼らとかわかりを持つようになり気づいたことに、「聞き返すことをおそれて、分かったふりをけっこうされている」とある（山口

2007：57）。

### 2項 学校と職場での合理的配慮における背景

学校と職場での合理的配慮の違いについて、能美は「学校では、合理的配慮の受益者が聴覚障害者本人であり、目的も本人が学べる環境の提供であるため、情報保障の支援が発生しやすい。それに対して、職場場面では、合理的配慮の目的自体は聴覚障害者の職場環境の整備であるが、それに伴う費用負担は事業者であり、聴覚障害者の職場環境の改善が事業者の利益につながらないといけない。」と述べている（能美2021：5）。これにより、学校では、教育を受ける権利として学校側が情報保障を提供していく義務があるため情報保障の支援が発生しやすい。一方、企業では、聴覚障害者である一個人が働きやすくなることが会社にとってどのようなメリットがあるかという視点が欠かせるなくなる。

### 3項 障害について説明できることと配慮方法を提示できることの違い

配慮を行う上でのハードルや、実際にどのようなことが行われているのかを見てきたが、同時に配慮方法を提示できないという問題もある。日本聴覚障害学生教育支援ネットワークによると「自分が困っているのかどうか分からない、あるいは何となく困り感はあるけれども、どのように言語化していけばいいかわからない、ということがある」と言われており、困り感の説明と解決方法の提示に関しては聴覚障害者自身が試行錯誤していかなければいけない部分もある（日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク 2017：9）。

### 4節 特権の解体のためのアライによる特権使用の可能性

特権の解体のためのアライによる特権使用とは、アライが障害の社会モデルを崩すために特権を使

うことである。本論文であれば、聴者が障害は社会的につくられている抑圧であることを踏まえ、その抑圧をなくしていこうと行動する際に、自身が持つ特権を使用することを指す。

PAもアライによる特権使用も、差別や抑圧に対して働きかけることは変わらない。しかし、PAは、制度的に積極的な働きかけとして行われる。アライによる特権使用では、そのアライ個人が自主的に積極的な働きかけとして行われる。

### 3章 情報保障や合理的配慮をめぐるインタビュー

#### 1節 インタビュー概要

今回の調査では、アライが行動することや、当事者が社会的障壁だと感じることを調べた。この調査は、半構造化インタビューで実施した。インタビューは録音して、逐語的に文字おこしを行った。特に分析に用いる箇所は下線を引く。調査は、あるセクシャルマイノリティに関する活動Cの中で情報保障に関わっているAさん・Bさんと、聴覚障害を持つ大学生のJさんの3名にインタビューを行った。以下分析のデータとする。

#### 2節 インタビュー内容

##### 1項 性的マイノリティで聴者へのインタビュー

AさんとBさん

AさんとBさんに対する調査は、2022年10月24日に行った。AさんとBさんは、とあるセクシャルマイノリティに関する活動Cをしている。

Q：Cの中で情報保障を取り組むことになったのはなぜですか？

Aさん：いろんな人に参加して欲しいという思いがあり、これまで社会運動の場で自分自身が参加しづらいと感じたことがあったため、それを他の人にしたくないなという思い（A1）があった。

Q：情報保障する際にどんなハードルがありましたか？

Bさん：バイナリーな話も多いことから、参加する方は取り残されている人がいないことに興味があると思うので、そこに共感して入ってきてるという感じはする（B1）ので、ハードルに感じることはない。

ろう者とか難聴者の場合は、結構問い合わせをするところから始まる（B2）ので、例えばイベント名かっこ、手話通訳付きと書いて告知するのが一番いい。この情報を出さないと、実際にろう者や難聴者が来ないので、手話通訳をつけることと、知らせることの2つ必要だなっていることも、ある種、知識だと思う。（B3）

Q：手話通訳を入れる際、どんなことに気づきましたか？

Aさん：こっちから案内しなきゃいけないことが、わかってなかった。手話通訳は当然つけるし、車いすのアクセシビリティも当然確保するけど、それを告知で最初から見やすいところに入れる発想がなかった。当たり前のことをやっているからアピールしてる感じになるのもなど、逆にあんまり書かない方がいいのかなみたいになってしまってる。（A2）

Q：聴覚障害を持ってない人の立場から、情報保障についてどう考えていますか？

Aさん：聴覚障害については、自分は聴覚障害がなくって、マジョリティ側だからこそ聴者として、取り組まなきゃいけないと思っている。自分が困ったことないからわからないし、気づかないということはある。（A3）

Bさん：マイノリティの問題が大抵マジョリティの問題ということ。音声以外でのコミュニケーションを準備してこなかった社会の問題だと思って、聴者が取り組む問題。（B4）私は、聴覚

障害者の知り合いがおり、クィアとかその知識もあるので、自分だからできることがあると思うので、アドボカシー活動に取り組むことは、そんなに頑張ろうと思っていることではない。自分だからできることとして、肯定感を貰えている。通訳だけが、聴覚障害者の権利擁護だけではないと思うので、通訳も大事だけど、その周りの領域でやることも色々できるかな。(B5)

Q: どういうことですか？

Bさん: (性別役割分業の社会的背景があることで)例えば、ろう者の子どもと父親が全然会話ができないこともあるので、父親向けの手話教室をろう学校で開くなど、手話を教えることも可能だし、通訳以外にもアドボカシー的な活動はあると思う。

#### 【考察】

2人に共通していることは、A1,A3,B4など全体として情報保障することに積極的である点だ。印象的なのは、Cに参加する人たちの手話通訳を入れることへの反応からは取り残さないことに興味関心や共感があるとわかった。当事者の(間接的なものも含む)参加により、周縁化されるとはどういうことかを知っている人は、周縁化されている人たちと繋がろうとすることがわかる。

次に、情報アクセシビリティの確保のために情報保障を行うには、B2,B3で情報保障を行う対象の障害に関する知識を求められることがわかる。「聞こえないことでの社会的障壁とはどのようなものなのか」を知ることは、情報保障を行う上で欠かせないとわかった。

また、B5で話していたことも印象的だ。自分ができることをする考え方は、権利擁護活動という望む結果や反応が貰えるとはいえない活動を行う際は、続けることが大切なため持続可能なものである。

#### 2項 聴覚障害者へのインタビュー Jさん

Jさんへのインタビュー調査は、2022年11月4日に行った。Jさんは、聴覚障害者手帳3級を持っている。授業は、パソコンや筆記でのノートテイク、UDトーク、手話通訳を用いて受けている。なお、Zoom上で、手話とチャットを用いてインタビューを行った。そのため、手話で話しているところは名前のみ表記し、チャットで話したことは名前の後ろに (chat) と表記する。

J (chat): 日本人って同調圧力

J: あるやん

Q: ある

J: だから、声で喋れない、筆談とかマイクが無理な人が多いと思う。周りがいる時だけ、筆談とか無理で、一対一ならオッケーでも、他に人がいるときはん～みたいなあるよね。一対一だと嫌と言われないけど、結構離れてたりしても周りに人がいると嫌な顔されたりするから、え?何でってなる (J5)。でも、それが無い人もいる。周りがいても、手を振って、ちょっと待ってと書いてたり、スマホに打ち込んでこれと見せてくれる。そういう人もいる。それは、嬉しい。そういう人に会うときは、遠慮しないでは一いつて言えちゃう (J6)

Q (chat): イベントの時とか、手話通訳ついてたから行ったのとか、情報保障関連で問い合わせたりしたことある?

J: いっぱいあると思う。でも、メールとかを、手話通訳入れてとは言わないけど、絶対参加したいと思ったら、手話通訳してもらえるか聞かか、UDトークお願いしますとか送る。ちょっと行こうかなくらいならしない。(J7)

#### 【考察】

同調圧力について、(J5)では自分の見え方を

気にしている人は、周りを見渡した時に数人でも離れた所に人がいると、Jさんと話すことに抵抗を持ってしまうとわかる。そのため、Jさんはそのような人たちは、自分と話すことが迷惑と思っているだろうと積極的に話すことをしていない。2章3節1項で、聴覚障害者はコミュニケーションを行う際に遠慮があることに触れたが、(J6)の発言からもそのことが言える。

他にも、聴覚障害者の場合、聞こえの度合いによっては問い合わせをしなければイベントに参加しても楽しめないなどのことが起こりうる。(J7)の発言からも、気軽さを確保することは、障害の社会モデルにおける社会的障壁をなくしていくことに繋がるとわかる。

### 3節 小括

今回のインタビューの中で見えた聴覚障害者にとっての社会的障壁となるものは、イベントなどでは手話通訳をはじめとする情報保障がついていないことが普通である。これにより、聴覚障害者は聴者が中心で行われている字幕や手話通訳がない活動やイベントに参加しにくいことがわかった。

自身が複数のマイノリティ性を持つアライは、特権を持っていることへの自覚に敏感であり、(A2)では情報保障をやっていくことは「当たり前なこと」として語られていることから、同時に特権を持つことの執着がないことがわかる。このようなことから、シングルイシューで捉えているアライよりも(A1)のように多角的な視点を持ち、社会的障壁に関する情報を積極的に当事者から入れようとする姿勢が見られた。

## 終章 全体の要約と結論

本論文の問題意識の所在は、マジョリティや特権を持った人々については、「障害を持っていないとはどういうことなのか」が語られないことを

疑問視したところから始まり、障害を持っていない社会に合わせるのではなく、障害が社会側にあることを明らかにすることが目的であった。その上で、障害の社会的障壁をなくしていくために、規範として捉えられていた特権を明らかにしてきた。

以上のような議論から、障害者をより包摂していくには以下のことが示唆された。社会的障壁をなくしていくには、個人個人のニーズに合わせて合理的配慮を行っていくと共に、PAをはじめとする障害のない人に向けてつくられていた既存のシステムへの見直しを推進する制度からの働きかけを行っていくことが求められる。さらに、障害を持たない人々が社会のデザイン上、有利であり特権を持った立場であることを気づき、自分だからできることとして活動を行うことで、社会全体として障害の社会的障壁をなくすことに繋がっていくと示唆される。

### 本論の引用文献

- Hinde, Natasha, 「見た目では分からない障害や症状を抱える人々の苦悩 71%が疑いの目で見られた経験あり」、ハフントンポスト、(2022年11月8日アクセス [https://www.huffingtonpost.jp/entry/invisible-disability\\_jp\\_63450d88e4b08e0e607c1741](https://www.huffingtonpost.jp/entry/invisible-disability_jp_63450d88e4b08e0e607c1741))。
- 飯野由里子、星加良司、2008、「合理的配慮とポジティブ・アクション——差別禁止アプローチの有効性と限界」。
- 飯野由里子、2021、「『障がいがあるように見えない』が持つ暴力性 ルッキズムと障害者差別が連動するとき」『現代思想』49(13)、19-27。
- 「情報アクセシビリティ」、デジタル大辞泉、(2022年10月21日アクセス <https://kotobank.jp/word/%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%82%B7%E3%83%93%E3%83%AA%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%BC-683839>)。

- 川島聡、飯野由里子、西倉実季、星加良司、2016、「合理的配慮：対話を開く、対話が拓く」。
- ダイアン・J・グッドマン、監訳：出口真紀子、訳：田辺希久子、2017、「真のダイバーシティを目指して特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育」、17-31、255、257。
- 公益財団法人 日本ケアフィット共育機構、「障害の社会モデル『共生社会と心のバリアフリー』」、(2022年9月26日アクセス [https://www.carefit.org/social\\_model/](https://www.carefit.org/social_model/))。
- 「教職員のための障害学生修学支援ガイド」、2022年11月15日アクセス ([https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/shien\\_guide/\\_icsFiles/afieldfile/2021/03/17/7\\_hearingimpairment01.pdf](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/shien_guide/_icsFiles/afieldfile/2021/03/17/7_hearingimpairment01.pdf))。
- NHKハートネット、「手話と口話—ろう教育130年の模索—」、(2022年11月30日アクセス<https://www.nhk.or.jp/heart-net/program/rounan/430/>)。
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク、「聴覚障害学生者の意思表明支援のために—合理的配慮につなげる支援のあり方—」2017、9
- 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク、「Q ノートテイクとはどのようなものですか?」、(2022年10月31日アクセス [https://www.pepnet-j.org/support\\_contents/beginners/faq/q14](https://www.pepnet-j.org/support_contents/beginners/faq/q14))。
- 能美由希子、小川夏帆、丹野傑史、2021、「音声言語を主なコミュニケーション手段とする聴覚障害者の職務上の困り感と援助要請—学生時代のライフヒストリーと就職後の実態に関するインタビュー調査から—」『長野大学地域共生福祉論集』15、1-13。
- 東京都福祉保健局、「ヘルプマーク」、(2022年11月8日 [https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\\_shisaku/helpmark.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/helpmark.html))。
- 山口利勝、2007、「中途失聴者と難聴者に対する援助行動と関連する要因の研究」『社会福祉学』48(1)、55-67。
- YWCA、「10 Things Allies Can Do」、(2022年9月11日
- アクセス <https://ffwesternnc.org/wp-content/uploads/2020/09/10-Things-Allies-Can-Do.pdf>)。